

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名：大和川下流流域下水道 錦郡中継ポンプ場 空気圧縮機電気設備工事

本工事は、錦部中継ポンプ場に設置する空気圧縮機設備に必要となる電気設備工事を行うものです。

当該工事はいわゆる汎用機器ではなく、錦部中継ポンプ場用に特別に設計・製作されたものであり、機器の容量、保護協調及び信号の情報など製作者独自の他者に開示されない技術に基づいて設計されています。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び工事に伴う熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものです。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該設備の設計・製作を実施した株式会社安川電機大阪支店以外になく、同者より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同者と随意契約を締結するものです。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積を省略することとします。